

登録抹消代行依頼書について

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則

日本サッカー協会は、下記のとおり、「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」にて、選手が移籍を希望する場合は、チームにて抹消申請をすることとしている。

■ 第20条〔移籍の手続き〕

選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。

■ 第20条の2〔本協会による抹消〕

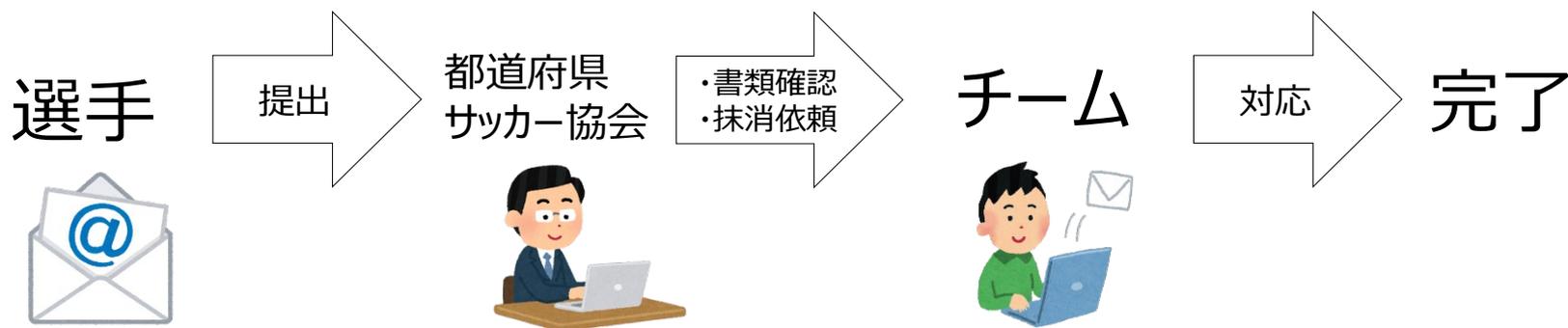
チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、選手の申請に基づき当該選手を当該チームから抹消することができる。

上記規程に違反し、チームが抹消申請を行わない場合、「登録抹消代行依頼書」をもって、日本サッカー協会にて抹消申請を代行で行うことが出来る。



登録抹消代行依頼書について

〈チームが抹消依頼に応じた場合〉



- 選手（相談者）は、登録抹消代行依頼書をダウンロードし記入のうえ所属の都道府県サッカー協会へ提出
※本人確認書類（学生証・保険証・運転免許証・パスポート（未成年の場合は保護者のもので代用可）の何れかの写しの提出
※日本サッカー協会へ直接相談があった際は、まずは都道府県サッカー協会をご案内
- 都道府県サッカー協会からチームへメールで抹消依頼をする（一定の猶予期間を設ける（5営業日））
- チームが該当選手の登録抹消申請を作成後、都道府県サッカー協会にて承認

登録抹消代行依頼書について

〈チームが抹消依頼に応じなかった場合〉



- 選手（相談者）は、登録抹消代行依頼書をダウンロードし記入のうえ所属の都道府県サッカー協会へ提出
 - ※本人確認書類（学生証・保険証・運転免許証・パスポート（未成年の場合は保護者のもので代用可）の何れかの写しを提出
 - ※日本サッカー協会へ直接相談があった際は、まずは都道府県サッカー協会をご案内
- 都道府県サッカー協会からチームにメールで抹消依頼をする（一定の猶予期間を設ける（5営業日））
- チームが都道府県サッカー協会からの抹消依頼に応じなかった場合、都道府県サッカー協会にて「登録抹消代行依頼書」を承認後、日本サッカー協会へ提出
- 日本サッカー協会にて抹消承諾代行手続きを行い、チームと都道府県サッカー協会へ「抹消完了メール」を送付